

## 平成30年度 朝霞荘 事業計画書

社会福祉法人 親和会  
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
ショートステイ

### （目的・方針）

施設サービス計画に基づき利用者様に対し、要介護度に応じたサービスを提供することを目的とし、明るく家庭的な雰囲気与生活できるように地域や家族様との結びつきを重視し、各関係機関と連携に努め、介護保険法に基づいた利用者様の為の施設運営を行うことを方針とする。

### （運営）

運営規定に従い適切に管理運営する。また、個人情報漏えい防止に努める。契約書及び重要事項説明書を重視し、円滑なサービスを提供する為に各職種目的を定めて（別紙1；職種別計画・目標）懇切丁寧に対応する。

### （職員研修及び職員養成教育）

各研修会等に参加し職員の資質向上を図る。介護保険制度等に対して職員各自、自己研鑽に努めるように教育等をする。

### （事故等防止策）

予期せぬ事故防止のために、常に周囲に注意を払い事故が起きないように安全点検及び適切な維持管理を行う。非常災害等に備えて、消防訓練と地震災害訓練を定期的実施する。特に夜間時の災害に対して初動3名で対応できるようにする。各マニュアルに基づき対応をし、事故等に対して適切に対処する。

### （入所計画）

空床が生じたら待機者様を入所させるようにする。入所評価基準に基づき入所検討委員会が決めた入所順に待機者様を入所させる。

### （ご利用者様に対するサービス）

運営規定、契約書及び重要事項説明書に基づき、利用者様に対してより良きサービスを提供するように努める。職員はあらゆる角度から検討分析したケアプランに従って、きめの細かい配慮と真心を込めて懇切丁寧に対応する。また、提供するサービスの質の向上を図るためにカンファレンスを実施し、生活援助のために最善を尽くす。

(関係機関及びご家族様との連携)

関係機関との連携を密に介護保険サービスを適正に実施するようにする。家族様への連絡も密にし、利用者様の健康状態、施設での生活の様子やサービス提供等の報告をする。また、家族様とのトラブルが生じないように努め、意見・要望・苦情等があった場合適切に対応する。

(年間予定表)

実施予定は別紙2の平成30年度年間予定表のとおり実施する。

※行事は天候や季節、情勢、希望に合わせて予定変更や実施予定日を再度検討する。

(施設内研修委員会予定計画)

事業計画に策定することとする。別紙3参照。

※社会情勢や臨時に追加で執り行うこともありうる。

(職種別計画)

管理者

施設の管理運営を適切に行い、職員に対して指導・監督をし、利用者様が充実した日々生活できるよう管理する。職員の質を向上させるように研修を実施して養成を図り管理をする。関係機関へ提出書類を滞りなく行い、日々、月々、年間の業務手続を正確に行う。法人・建物・待機者様・利用者様・職員・関係機関等の関係事項に関して適切な庶務を遂行し管理する。介護保険制度により適切な管理運営を行う。また、ご利用者様・ご家族様に対し施設でのサービス等を説明し理解を得て苦情の無いようにする。

栄養士

各利用者様の身体状態、嗜好を把握し定期的に調査し評価見直しを行い、安全においしく食べられる食事形態を把握し魅力ある食事を提供する。他職種と連携し、栄養管理、衛生管理、安全管理に努める。

介護職員

利用者様は様々な理由により生活の自立能力が低下してしまい介護に対する依存が多くなるので注意深く接し、サービス内容が効率的、適切な処遇、介助、援助、懇切丁寧に安心できる生活をサポートできるよう努める。また、ご利用者様の立場に立ち個々の人権を尊重しながらケアプランに沿った介護サービスを提供し生活を援助していく。

生活相談員・介護支援専門員

介護保険制度、高齢者虐待防止法等々各法令を厳守し、利用者様が安全で自分らしい生活ができるよう受容、傾聴に努め、援助をしていく。また、サービスにおいてご家族様、他職種、関係機関との連携を図りながら支援をしていく。定時、定期、臨時のカンファレンスでケアプランを策定し、より良いサービスを提供できるよう調整を図る。

看護職員

利用者様の健康状態を把握し、心身の異常の早期発見に努め治療が受けられるよう配慮する。残存機能の活用と維持、保健衛生の指導、疾病の予防と観察、常に利用者様が健康で安心して生活できるよう、各職種と連携を密にし、ひとりひとりにあったケアを行う。また、自らの質の向上に努める。

調理給食

給食は外部委託にて提供する。委託業者と連携を図り、他職種と協力し利用者様が楽しめる食事となるよう努力する。衛生的かつ安全な提供に努める。

(施設内研修委員会予定計画)

・委員会名	開催月
・法人全体会議	4月
・新任職員研修	随時
・施設内研修	4月、7月、9月
・入所検討委員会	必要時
・マニュアル検討委員会	4月
・身体拘束廃止委員会	4月、10月
・褥瘡予防委員会	随時
・感染症対策委員会	5月、8月、11月、2月
・リスクマネジメント委員会	9月、3月
・医療安全委員会	4月
・虐待防止委員会	4月、10月
・給食委員会	毎月

※行政説明会、勉強会、団体会議は含みません。